

災害発生時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）とコーエィ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、市内で地震、風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙が甲に対し物資の調達及び供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「物資」とは、仮設トイレ、発電機等の乙が所有するレンタル機材一式をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達及び供給を受けようとするときは、乙にその旨を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、要請後速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、物資の調達及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先並びに連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。また、これらの事項に変更が生じたときも同様とする。

（物資の納入方法）

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙が物資の運搬に使用する車両が優先的に通行できるよう配慮するものとする。

3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲が指名する職員を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の対価等）

第7条 物資の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第8条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理したときは、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(被災による制限)

第9条 乙は、地震、風水害等の災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて、物資の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

(訓練)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成20年3月19日から平成21年3月18日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに同一条件で1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年3月19日

甲 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号
小千谷市代表者
小千谷市長 谷 井 靖 夫

乙 群馬県前橋市上小出町1丁目9番12号
コーエィ株式会社
代表取締役 高 屋 浩 志